

板橋区長期基本計画審議会次第

第 10 回審議会

平成 17 年 5 月 23 日 (月)

午後 3 時 ~ 5 時

板橋区役所第一委員会室

第 10 回審議会

- 1 開会
 - 2 中間答申に対する区民意見について
 - 3 基本構想案について
 - 4 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について
 - 5 その他
 - 6 閉会
-

配付資料

- | | |
|----------------------------|--------|
| 【資料 1】中間答申に対するパブリックコメント | <事前配付> |
| 【資料 2】中間答申説明会・区民意見のまとめ | <事前配付> |
| 【資料 3】中間答申に対する修正方針 | <当日配付> |
| 【資料 4】基本計画に盛り込むべき施策のあり方の方針 | <当日配付> |
| 【資料 5】長期基本計画審議会委員及び幹事名簿 | <当日配付> |
| 【資料 6】長期基本計画審議会スケジュール | <当日配付> |

板橋区基本構想「中間答申」に対するパブリックコメント

募集期間4/2～4/20 応募14人 66件(うち関連のない13件を除く)Eメール11人、FAX2人、郵送1人

位置付けの区分 A 要反映(検討含む) B 反映済 C 計画事業 D 修正不要

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
1	全体	50数万人の区民を満足させていくためにあれもこれも盛り込むというのやむをえないこととは理解しますが、「中間答申」には、20年間の板橋区行政の重点戦略がありません。これだけは20年間変えない板橋区の行政だという重点を三つ程度具体的な目標値とともに基本構想に織り込んでほしいと思います。	A	今後、審議会における審議の中で検討していきます。
2	全体	やむをえない側面もあることは理解できますが、あまりにも「美辞麗句」が多くしかも「総花的」であり「板橋」という文字を他区に置き換えてもそのまま通用する印象です。板橋はどのような特徴を持ち、その特徴をどのように伸長あるいは修正していくのか基本構想としての表現にそれを具体化していただきたいと思います。	A	これまでの審議においても、板橋の特性を視野にいたした議論展開がなされました。基本計画・実施計画策定時に、さらに板橋の特性に応じた施策が検討されるべきであると考えます。
3	全体	板橋の将来にわたって残すべきもの、整備すべきものは何かを選択しなければならない時期にきております。未来の板橋区民のために残す「社会資本整備」及び「心の財産」として残すための、厳選された先行投資整備が必要ではないでしょうか。	A	今後、審議会における審議の中で検討していきます。
4	全体	板橋区の強み・弱みは何でしょうか。東京都行政単位のなかで、板橋区はほかの区と比べてどのような違い、良いところ(強み)と改善を要するところ(弱み)があるのでしょうか。限られた経営資源、特に財源を有効に活用するには、分析が不十分。	A	これまでの審議においても、板橋の特性を視野にいたした議論展開がなされました。基本計画・実施計画策定時に、さらに板橋の特性に応じた施策が検討されるべきであると考えます。
5	全体	板橋区の将来のための社会基盤整備、文化基盤整備、生活基盤整備の事業について、「ハコモノ」といわれない、揺ぎない基本構想を明確にしていきたい。	B	審議会の答申では、施設整備事業を前提とはせず、生活者の視点に立った基本目標を掲げ、目標を達成するための施策の方向を示しています。
6	全体	区の赤字財政という大きな負の遺産を将来の子ども達に残すことは絶対に避けなければなりません。	B	これまでの審議においても、このことを念頭においた議論展開がなされ、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
7	全体	財政が明示されていません。これからは収入が減る一方で支出のほうは増加が予想されるばかりですが、今後20年間の板橋区の財政はどのようになっていくか、最も重要なデータが今回の計画に記載されていません。財政のシミュレーションはどうなっているのでしょうか。	C	長期的な財政状況を予測し、明示することは難しいと考えます。審議会としては実施計画の策定段階で、予測可能な範囲で財政フレームを明示すべきと考えます。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
8	全体	現在の長期計画に対する評価が不十分である。平成17年度で終了する現在の基本計画に対する評価が、いわゆるPDS（計画・実行・評価）を回すという観点から、不十分だと思います。きちんと評価して次期の長期計画を立案、実行することが不可欠だと思います。特に未達の項目については、その理由を関係者が認識・共有して次期計画にそれらの対策を盛り込まなければ、いかに立派な計画も絵に描いた餅にすぎません。	A	審議会でも、現計画の達成状況は審議をいたしました。その上で新基本計画策定時においては、区民に分かりやすい成果指標が検討されるべきと考えます。
9	全体	現在の中間答申を読むと、冒頭文で「区民提案書」に関して記述はあるものの、区民ワークショップ、そしてその議論をもとにまとめられた区民提案書の位置づけが曖昧だと感じます。ワークショップ参加者（＝区民）の多大なエネルギーが注がれた提案が、どのような位置づけで取り扱われ、具体的に何が取り入れられ、何が取り入れられなかったか、あるいは何が参考になり、何が参考にならなかったのかを各項目ごとに明確にして説明責任を果たさなければ、今回の区民参加ワークショップは意見を汲み上げるための仕組みとして機能していない。	A	区民提案の将来像・基本理念・基本目標・分野別提案を十分吟味し、その趣旨を反映しています。ワークショップの具体的な提案項目については、基本計画の策定段階で検討すべきと考えます。
10	全体	区民提案の取捨選択の説明責任を果たすべきではないか。	A	審議会では区民提案をベースに専門的見地から審議しています。具体的な提言については、基本計画・実施計画策定段階で検討すべきと考えます。
11	全体	中間答申における区民ワークショップの扱いについて、冒頭部分で少し触れているものの、もう少しその位置づけが明確化されることが望ましい。参考資料部分への追加などが考えられる。	A	これまでも、区民ワークショップの提案をふまえ審議してきましたが、今後の審議においても十分尊重していきます。
12	全体	各項目で主語が明記されていないものが多く、これは区民がすべきことなのか、行政がすることなのか、両者が一緒にやろうということなのか、読めば読むほどわからなくなってきました。基本構想という、大きくくりでの目標であることはわかりますが、もう少し読む側にストレートに伝わってくる文章で表してほしい。	A	分かりづらい箇所については、今後、審議会における審議の中で検討していきます。
13	将来像	区民主体のまちづくりの視点を、より一層明確にするために、主語をつけてほしいと思います。「区民が」、「みんなが」、「だれもが」などが考えられます。	B	将来像は、区民全員の目標であるので、標語的に簡潔に表現しています。
14	将来像	20年後の日本と板橋区の社会像がない。今回の基本構想は“おおむね20年後の板橋区の姿を描く”とありますが、20年後の日本および板橋区の社会像（将来像）が明確でないように思います。その理由は、今回の三つの基本目標が板橋区の現状とその問題解決から発想しているからではないかと考えました。このような長期構想は、最終のターゲットを想定し、現状とターゲットのギャップを認識することにより、そこに到達するための問題解決の施策を立てることが最も必要なことではないかと思えます。	B	基本構想を検討するにあたっては、現状の課題を正しく認識した上で、望ましい将来の姿、実現に向けての基本目標を定めることが重要であると考えます。本答申においても、現状と問題解決のみを検討しているのではなく、その上で、望ましい将来の姿について審議を行っており、ご意見の趣旨は、答申に反映していると考えます。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
15	基本目標	これからは男女が共生して生きていく世の中になると思います。もう少し「男女平等参画」を前面に打ち出すような基本目標の表題の作成も検討していただきたいと考えます。	B	「男女平等参画」は構想全体に通じる大切な基本理念であると考えております。ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
16	基本目標	それぞれが、文学的表現にあふれ、読む人によって受け取り方がまったく違うものになってしまう危険性があると思います。	D	基本構想がもつ性質上、計画とは違い個別具体的な表現ではなく、シンプルに全体を表現しています。
17	- 1	「先ず子どもを産め」と言っているともとられかねない順番での表記の仕方は、やめるべきだと思います。	D	基本目標 「のびやかに生きがいをもって暮らすまち」は子どもから高齢者まで、すべての区民の暮らしの目標として掲げており、分かりやすい形として、本答申では子どもから高齢者の順で構成しています。
18	- 2	正しい性教育を載せるべきではないでしょうか。少子化が問題になっている昨今ですが、若年出産・10代の墮胎が多く問題視されてきています。性教育は各家庭がするものです。どの親も子どもたちに責任を持って、性教育をしなければなりません。大きな項目で正しい性教育を掲げてください。	B	- 2 「次世代の生きる力をはぐくむまち」において、「正しい知識の習得や判断力」の中に含まれており、ご意見の趣旨は答申に反映されていると考えます。
19	- 2	最初の項目である「自ら考え～創造性に富む子ども」を育成するとあるが、育成するのは区ですか。家庭・地域ですか。	B	「家庭・学校・地域」がそれぞれの役割を果たし、連携して「子どもを育成する」ことが重要と認識しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
20	- 4	記述されている「良質な住宅ストック」のほか、生活空間の環境整備を目指した「住環境・生活環境向上の視点」が必要だと思われます。	B	「住環境・生活環境」については、 - 3 「地域の個性を生かした美しいまち」において記述しており、ご意見の趣旨は答申にて反映していると考えます。
21	- 4	板橋区では志村地域に顕著な工場跡地の急速な宅地化（マンション開発）、高島平地域に顕著な団地群で加速する少子・高齢化と、それに伴う空き家問題等があり、そうした地域特有の課題にどのように取り組むべきか付け加える必要があると感じます。	C	地域特有の住宅、住環境の課題に対する具体的な取り組みについては、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきだと考えます。
22	- 4	複雑化し情報化が進む現代住居では、従来内部化していた住機能（食、寝、育児etc）が一部外部化し、外部化していた（職etc）が内部化するということに住機能が変わりつつある。東京における板橋という地理的要因を考慮すると住宅の変容は十分予測でき、この点を記述に加える検討が必要。	A	今後、審議会における審議の中で検討していきます。
23	- 5	病気や障害のために教育を十分に受けられない人たち、大学や専門学校などに入りやすい入試のあり方や、活用しやすい奨学金制度、入学したあと勉学を続けるための支援の仕組みが必要だと思います。	C	具体的な福祉サービスの内容については、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきだと考えます。
24	- 5	障害を持たない人たちと社会への理解を深めることが双方の認識のズレを小さくし、歩みよりのきっかけになると考えられます。障害を有する方にもまた、情報と啓発が必要と考えます。	B	ノーマライゼーションの理念の普及・啓発については、構想の基本理念であり答申に反映していると考えます。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
25	- 5	認知能力（理解力等）が低下している人へのサービスなどを充実してほしい。公共機関での案内係と書類作り等を一緒に行ったり、見守ってくれる係やインフォメーションセクションの設置（案内～同席・同行～情報提供）、行政のどのようなサービスがあるかを案内するコーナー（紹介コーナー）、お客様の声BOX（公共施設への設置）などを設置する。	C	具体的な福祉サービスの内容については、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきと考えます。
26	- 5	障害者という表現を肯定的なものに変えたいので、区民からアイデアを募集したらどうでしょうか。	C	具体的な福祉サービスの内容については、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきと考えます。
27	- 5	自殺防止のための具体的な福祉サービスを切に望みます。	C	具体的な福祉サービスの内容については、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきと考えます。
28	- 5	障害者の自立についての表現や、基本理念、将来像、基本目標については、とても勇気づけられる内容で、基本計画の完成とその実施に心から期待しております。	B	ご意見を尊重していきます。
29	- 5	項目の実現のためには、障害者や認知症、外国人等の多様な人に対する「他者理解の教育(ノーマライゼーションの理念教育)」が必要になると思う。	B	ノーマライゼーションの理念の普及・啓発については、構想の基本理念であり答申に反映していると考えます。
30	- 6	- 6はむしろ「子どもを育てる前にあるべきでは？そこで、こちらを - 1にして順送りにしたほうがよいと思いませんか。	D	基本目標 「のびやかに生きがいをもって暮らすまち」は子どもから高齢者まで、すべての区民の暮らしの目標として掲げており、分かりやすい形として、本答申では子どもから高齢者の順で構成しています。
31	- 6	一つ目の項目の内容こそが、今後の区民社会のベースになることだと思います。 - 6の二つ目までを - 1に上げ(内容はもっと精査する必要あり)、残った三つ目を - 5の四つ目の項目に変更してほしいと思います。	D	基本目標 「のびやかに生きがいをもって暮らすまち」は子どもから高齢者まで、すべての区民の暮らしの目標として掲げており、分かりやすい形として、本答申では子どもから高齢者の順で構成しています。
32	- 1	町会・自治会の役員が20年以上も同じ人では固定的になり、次代の変化に即応できないので、「長い」ことが良いことではないことの指導を是非入れたほうがよい。同じ意味で民生委員なども二期までとし、次の方を育成する工夫をお願いします。	D	審議会では町会・自治会は自主・自立の団体であり、団体の自主性に任せたいと考えています。
33	- 1	「町会・自治会、NPOなど」の「など」の中に管理組合も含まれるのですが、「町会・自治会」は法的根拠のない任意団体であり、管理組合は法的根拠のもとに組織されている団体です。板橋区にはそれが増加することこそあれ、減少はありません。「など」ではなく固有の表現とするべきだと考えます。「みなし自治会」を町会・自治会と同列に扱わず、独自の対応が必要だと考えます。	B	審議会ではマンションの管理組合についても、まちづくり活動を行う多様な主体の一つとして認識しておりますが、管理組合の規模や活動に大きな差があるため、「など」で表現しました。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
34	- 1	町会・自治会に対し、管理組合という組織の説明・理解を進展することも必要でしょう。なお、不明朗な自治会運営の話題などもマスコミなどを通じて伝わります。管理組合には国による「標準規約」がありますが、区として町会・自治会の「標準会則」の制定などを通じ、地域の活性化などは図れないものでしょうか。	D	審議会では町会・自治会は自主・自立の団体であり、団体の自主性に任せたいと考えています。
35	- 3	資源というのは物的資源のみならず、それに勝るとも劣らない価値をもった人的資源(人材)を含むことを、入れ込んでほしいと思います。たとえば、「地域資源・優良な人材を生かした……」といった表記が考えられます。	B	審議会では人的資源(人材)についても、「地域資源」に含まれると認識しており、ご意見の趣旨は答申にて反映していると考えます。
36	- 4	「地域文化」というのはよくいわれる土着の農民文化や、それに根ざした伝統芸能だけを指すものではないこと、近年になってあたらしく芽生え育ってきた文化も含むことを、入れてほしいと思います。	B	近年になって新しく芽生え育ってきた文化についても「地域文化」に含まれると認識しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
37		基本目標に「安全で安心なうるおいのまち」を定め、まちづくりに「安心・安全」の視点、特に過去の基本構想になかった防犯の視点を取り入れたことは評価できる。	B	ご意見を尊重していきます。
38		「うるおい」という表現が具体的に何を指すのか、「水」そのものなのか、精神的・情緒的なものなのかよく分かりません。できるかぎり多くの区民が一読して共通のイメージを描けるような文言を用いてほしいと思います。	B	ここでの「うるおい」は、暮らしやすい都市環境の意味であり、緑や水といった自然環境も含まれます。
39	- 1	危機管理分野の区民提案で提言された、「取り組みの評価・改善」が反映されなかったのは残念である。特に防犯については定量的な評価と施策の改善が重要であり、中間答申でも採用されることが望ましい。	C	各施策に対する定量的な評価と施策の改善などの具体的な取り組みについては、基本計画・実施計画策定時に検討されるべきだと考えます。
40	- 2	防災について基本構想ワークショップで論議された内容が中間答申の文言では表れていません。基本計画のレベルではどうなのか分かりませんが、このギャップをなくすために、ぜひワークショップメンバーへのヒアリングを委員会がなされることを望みます。	D	この点は、4月9日開催の区民説明会においても説明させていただきました。審議会では区民提案をベースに専門的見地から審議しています。具体的な提案については、基本計画策定時に検討されるべきと考えます。
41	- 4	道路・交通網だけではなく建築物(特に公共建築物)、公園等の施設についても明記する必要がある。特に、新設の場合は、ユニバーサルデザインの考えやその仕組みづくりが絶対的条件になる。	B	審議会の答申では建物や公園など、まち全体のバリアフリー化について記述しています。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
42	- 4	移動の円滑化に関しては、バリアフリー化等のハード整備のほかに駅員の対応（サービス）の質の向上（ソフト整備）がワンセットになっている。事業者のサービスの質の向上を明記する必要がある。	A	ノーマライゼーションの理念のもと、ハードとソフトの両面から整備を進めていく必要があり、表記については今後の審議会で検討していきます。
43	- 4	バリアフリーについては、内閣府が規定する物理的・社会的・制度的・心理的の「四つのバリア」の他に「情報のバリア」「文化のバリア」も近年考えられている。こうした先進的な考えを長期計画ならば取り扱う必要がある。	A	今後、審議会における審議の中で検討していきます。
44	- 4	現実には、中間答申の表現にそぐわない道路およびその付帯設備が目につきます。区道・私道は不明ですがあまりにも細い道路や、歩道部分の幅員が狭すぎ歩けないようなガードレールの設置などがそれです。劣悪な道路条件の点検・解消の表現が望まれます。	C	道路整備の具体的な内容等は、基本計画・実施計画の策定時に検討されるべきと考えます。
45	構想実現	実施のための区の責任、実行などについて明確でない。	B	「5 構想実現のために」(2) 新しい時代に対応した行政経営において、実施に向けた考え方を記述しており、ご意見の趣旨は答申にて反映していると考えます。
46	構想実現	今後、様々な行政サービスのスピード化とコスト削減のために、役所内のあらゆる場面でIT化が進むことはさけられないと思いますが、その前提には徹底した区民の個人情報の保護がなされなければならないと思います。	A	区民の個人情報の保護については、今後、審議会の審議の中で検討します。
47	構想実現	行政、財政改革について特記すべきです。	B	「5 構想実現のために」(2) 新しい時代に対応した行政経営において、新しい行政、財政のあり方について記述しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
48	構想実現	行政の全ての分野にわたって再検討を加え精査し、削減、廃止、残すところは残し、強化、増額が必要な事項については英断を持って実行すべきです。	C	行政における施策や事業の精査は、基本計画・実施計画策定時に検討されるべきと考えます。
49	構想実現	財政措置について区民及び関係者への理解を求め、国、都、関係機関などに対して区は強く要請することを願うものです。	B	「5 構想実現のために」(3) 自治権の拡充において、国、都、関係機関などとの協力・連携について記述しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
50	構想実現	「行政評価」の構築が一番期待したいものです。どのように構築されていくのか、実施計画を見守っていききたいと思います。	B	ご意見を尊重していきます。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
51	構想実現	計画、ビジョンの挫折の多くはフォローアップ体制の構築に失敗したことにあります。この基本構想、基本計画については、実効ある成果を求めるための外部監視委員会など第三者の機関のフォローアップ体制の構築を強く希望します。	B	「5 構想実現のために」(1) 区民と行政との協働関係の形成において、評価(区民参画)について記述しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
52	構想実現	参考資料として様々なデータが掲載されており、トレンドを見るためには参考にできるが、将来的な数値目標がなければ掲載の意義は薄い。構想段階で難しくとも、基本計画で各分野の数値目標が出るのが望ましく、基本構想でその旨宣言しておく必要がある。	B	「5 構想実現のために」(2) 新しい時代に即応した行政経営の確立において、目標と成果の指標について記述しており、ご意見の趣旨は答申に反映していると考えます。
53	構想実現	行政手続の明確化が開かれた区政になるかは疑問。手続の複雑さの原因は、行政の縦割り組織形態にある。横断的な連携の図れる行政組織を目指すべき。	C	基本計画・実施計画策定時において検討されるべきと考えます。
54	構想実現	区民と区が明確な目標を共有するにはその指標が必要であり、達成度が評価されなければならないはず。基本計画ではP 1 1 欄外に記述があるように、その数値目標が各分野に必要と思われます。	C	基本計画策定時には、成果指標を設け、達成度をわかりやすく明示することを検討されるべきと考えます。
55	構想実現	電子区役所の情報化進展に対応してデジタルデバйд対策も積極的かつ具体的に推進してほしい。電子区民になれない障害者や高齢者の現状を把握して、適切なIT学習の機会を設けてほしい。	A	デジタルデバйдについては、今後、審議会における審議の中で検討していきます。
56	構想実現	行政の情報施策には、ITの確立と共に、「聴覚・視覚障害者、高齢者・子ども」も含めた、多様な情報提供方法が必要になる。すべての方に対する情報保障の明記が必要。	A	デジタルデバйдについては、今後、審議会における審議の中で検討していきます。
57	基本計画	職員の努力、区長の強いリーダーシップ、区議の的確な判断と協力、区民の理解と忍耐などがそれぞれ求められております。基本構想を実現するために財政改革を推し進め実現に向けて、区長、区議会、職員、そして区民が一丸となってまい進する必要があります。	B	ご意見を尊重していきます。
58	基本計画	「板橋区長期基本計画」にもぜひ、板橋区が「平和」を望む区であることを盛り込んでほしいと思います。	C	今回の構想の根底であり、基本計画の策定においても継承し、反映されるべきと考えます。
59	基本計画	基本構想の実効性を高めるため基本計画及び個別事業計画は区民の参加を基に策定すべきです。板橋区のために是非区民が参加できる仕組みを構築していただきたい。区民から信頼され開かれた区政を推進するためには情報の公開を行い区民参画を促し、区民の声を的確に把握し迅速に行政に反映することが必要です。	C	基本計画・実施計画策定時には、区民提案を尊重するとともに、パブリックコメントをはじめとした、区民参画の方法を検討されるべきと考えます。

番号	項目	意見	位置付け	審議会答申への反映の考え方
60	基本計画	区民提案において具体的に提案をまとめたものは、参照しなければ実施主体、時期、具体的内容等が分からないものであるので、基本計画策定時に反映される必要がある。	C	基本計画・実施計画策定時には、区民提案を尊重するとともに、パブリックコメントをはじめとした、区民参画の方法を検討されるべきと考えます。
61	基本計画	基本計画の作成段階でやっとワークショップの提言が生かされるのではないかと思います。今の板橋区には、区民との話し合いが行われていません。もっと区民の声に答えたり、話し合いをしたり、返事をしてください。できれば個別事業計画を作るときには、区民の声を聞いてください。話し合いをする場をつくってください。区民をもっと信頼して生かして使ってください。	C	基本計画・実施計画策定時には、区民提案を尊重するとともに、パブリックコメントをはじめとした、区民参画の方法を検討されるべきと考えます。
62	表記	文言に主語をつけて頂きたいと思います。主語を書くことにより、行動する人間の主体性が明らかになると思います。この基本構想は、「法律」ほどではないにしても、かなり重要な文書であろうと思いますし、普通の区民が読んでも共通認識になる必要があるのではないのでしょうか。	A	分かりづらい箇所については、今後、審議会における審議の中で検討していきます。
63	表記	表記は原則漢字に、数字等も統一するとともに文言を分かりやすく修正してほしい。	A	分かりづらい箇所については、今後、審議会における審議の中で検討していきます。

板橋区基本構想「中間答申」説明会 区民意見のまとめ（要旨）

日時：4月9日（土）14:00～

場所：仲町地域センター 4F レクリエーションホール

説明：審議会会長、会長代理、政策経営部長、政策企画課長、事務局

参加者数：区民 24 名

全体を通じて

- ・ 基本構想（20年）と基本計画10年と実施計画（3～4年）と個別事業計画の関係がわかりにくい。北区では基本計画（10年）、中期計画（3年）予算編成執行、事業実施とありわかりやすい。
- ・ 総花的だがよくまとまっている。
- ・ 板橋を外の人に見てもらおう計画を。板橋に人を集める呼び物を。
- ・ 基本理念はわかりやすい。しかし基本目標はわかりにくい。

基本構想策定の背景について

- ・ 「新しい公共」を具体的に基本計画に盛り込むべきである。

基本理念について

- ・ 男女平等参画に関する記述がない。
- ・ 未来への責任に「正しい性教育」というようなことも入れた方が良い。
- ・ 二つ目は、「男女平等参画のまちづくり」でも良いのではないか。
- ・ 「いのちと個性の尊重」「まちづくりへの参画」「未来への責任」はわかりやすいが、目標とのつながりがわかりにくい。
- ・ 男女平等意識を区民全般に意識化しないと人口減になるのではと思っている。
- ・ 若年出産から幼児虐待につながっていることを皆で考えるべき。
- ・ 基本構想の男女平等参画社会の実現はどのように考えているか。

将来像・基本目標について

- ・ 23区の中で「板橋」の特色を打ち出すべきだ。
- ・ 「いきいき暮らす」の主語はだれなのか。
- ・ 将来像の「産業にも活気があふれ」は文脈から、とってつけたような感じがする。
- ・ 将来像に含まれている「緑」と「文化」は何を表しているのか説明してほしい。
- ・ 基本目標 ～ は、日本中の都市部どこへ行っても使える。あまりにも総花的では。

基本目標

- ・ 「のびやかに～」より「一人ひとりの充実した暮らし」の方がわかる。
- ・ 個別目標の内容を精査すべきでは。

基本目標

- ・ 基本目標 - 2 よりも - 3 を重点にすべきではないか。

基本目標

- ・ 「うるおい」という言葉は文学的表現であり人によってとらえ方が変わる。
- ・ 景観法の理念を少し加えて（景観行政団体、景観マスタープラン、重点地区、景観条例等）。

構想推進のために

- ・ 区民の区政参加促進のため、公募委員の構成比をもっと増やすべきでは。
- ・ サービス以前に個人情報の保護を明記するべきではないか。

基本計画にむけて・その他

- ・ 議決後のパブリックコメントではどの程度反映されるのか。
- ・ 今後のパブリックコメントの進め方は。（面談手法の導入・行事にあわせて・定期的に）
- ・ 基本計画・実施計画の住民参加システムを構築すべき。
- ・ 長期基本計画審議会の今後（答申後）の役目は。
- ・ 審議会、団体役員の年齢及び公募区民の年齢構成は。
- ・ ワークショップの議論は言葉遊技をしているだけではないのか、と指摘したが中間報告は一層その感が強い。早く実施計画の議論をしたい。
- ・ ワークショップで区民が議論したことがまったく消しとんでしまった。中間答申は意味がない。

板橋区長期基本計画審議会

中間答申に対する修正方針

< 文章内の表現凡例 >

- : 第 9 回審議会にて出された意見
- : パブリックコメントに寄せられた意見
- : 事務局からの留意事項

平成 17 年 5 月

板橋区政策経営部政策企画課

中間答申にあたって

21世紀に入り、国と地方との関係を見直す論議が活発に行われ、地方自治体の役割は一層重要になってきています。

豊かな分権型社会の創造に向けて、これからの地方自治体は、なお一層の自主性と自立性を発揮し、住民に身近な行政を総合的に実施する役割を、住民や企業など諸団体の協力と参加のもとに担っていかねばなりません。

このような地方自治の転換期と時を同じくし、板橋区の新たな基本構想の策定に向けて、当審議会は昨年7月に石塚輝雄板橋区長から、「区の基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について諮問を受け、これまで9回の審議会を開催してまいりました。

これまでの審議の中では、子どもをめぐる世相から、いのちの尊さと子どもを産み育てることへの社会的支援の重要性、また、女性の平等参画や、区の人口の約7パーセントを占める団塊の世代が今後高齢期に達し、経験や技術を生かしながら住民自治の担い手として活躍することへの期待など、多くの貴重な意見が出されています。

そして、地域社会を取り巻く生活上の様々な問題に対して、区民と行政が役割を担い合い、協働により解決していくことがますます必要との方向が示されています。

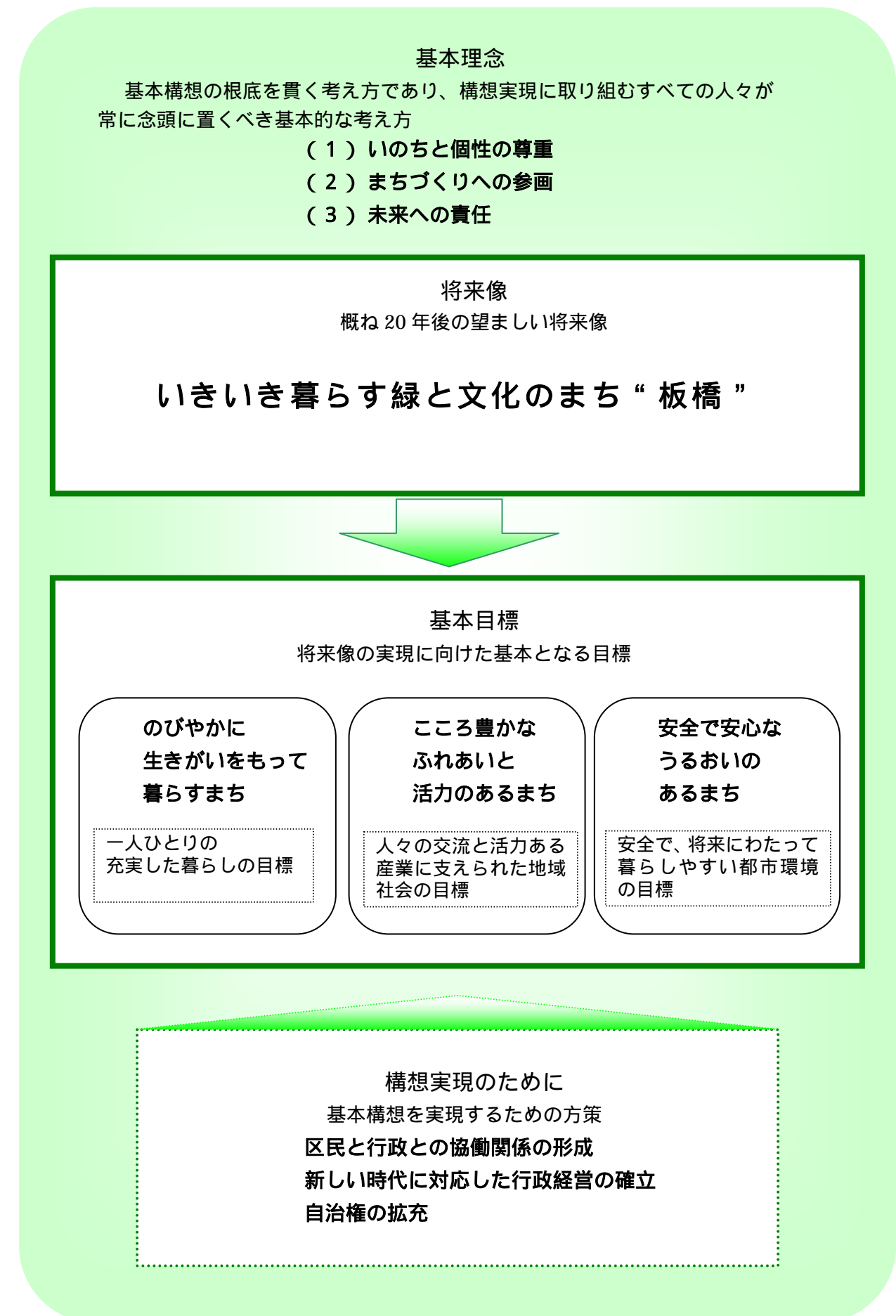
このたびの基本構想策定にあたっては、区民の方々によるワークショップから、広範囲にわたって区民提案をいただいております。当審議会においても、この区民提案を尊重して審議を進めてまいりましたが、より広く区民のみなさまとともに考えていくために中間答申をまとめました。

当審議会では、この中間答申に対して区民のみなさまからご意見をいただき、参考としながら、最終答申に向けて審議を重ねてまいります。

平成 17 年 3 月 15 日

板橋区長期基本計画審議会

会長 和田 守



目次

1 基本構想策定の背景	1
2 基本理念	2
3 将来像	3
4 基本目標と施策の方向	4
5 構想実現のために	11
参考資料	12
板橋区の参考データ	
板橋区長期基本計画審議会委員名簿	
審議経過・今後の審議スケジュール	

全体に対する修正方針

20年間の板橋区行政の重点戦略がない。これだけは20年間変えない板橋区の行政だという重点を三つ程度具体的な目標値とともに基本構想に織り込んでほしい。(1)

板橋がどのような特徴を持っているのか、基本構想としての表現にそれを具体化していただきたいと思います。(2、4)

「残すべきもの」「整備すべきもの」を選択しなければならない。(3)

現在の基本計画に対する評価が不十分ではないか。(8)

ワークショップからの区民提案の位置付けを明確にし、取捨選択の説明責任を果たすべきではないか。(9、10、11)

各項目で主語が明記されていないものが多く、わかりにくい。もう少し読む側にストレートに伝わってくる文章にしてほしい。また、表記についても統一すべき。(12、62、63)

「中間答申にあたって」(会長のあいさつ)は、最終的に「答申にあたって」とし、内容も修正する。

「策定の視点」については、最終答申にあわせて、内容を修正する。

参考資料等については、必要性や内容について今後検討を行う。

1 基本構想策定の背景

平成7年に策定した現基本構想は、将来像を前基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし2005計画」を着実に進めてきました。

区の人口は今後の10年間は、現在の52万人から53万人規模で推移し、その後は徐々に人口減少の傾向に入ると予測され、高齢化が加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和30年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題、情報化、国際化への取り組みなどを一層推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成、支援も急務の課題となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財政の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代的な要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

すでに区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担い合い、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

「新しい公共」:「公共」は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方。

2 基本理念

【策定の視点】

現基本構想の基本理念は、「人間性を尊重する」「地域からの発想を重視する」「共生の視点を大切にする」の三つを掲げています。この理念を継承し、「いのちの尊厳」「区民参画の推進」「地球環境と生活環境を改善する責任」という視点を加えて整理しました。

また、男女がともに参画し、家族や社会のために自分の力が発揮できる社会の実現に取り組むという考え方も基調としています。

この基本理念は、基本構想の根底を貫く考え方であり、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭におくものです。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えると同時に、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

3 将来像

【策定の視点】

現基本構想の将来像である「活力ある緑と文化のまち“板橋”」は、区民に親しまれ、対外的にも区のイメージを伝える表現として定着していると考えられます。

今回の策定においては、自然の大切さや豊かな文化を未来へ伝えていくため、現行の趣旨を継承しつつ、新たな基本構想で掲げる、区民主体のまちづくりの視点を、より明確にしていきます。そのため、現行の「活力ある」を「いきいき暮らす」と改め、「いのち」の躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育、福祉が充実している状態を表すこととしました。

また、基本構想ワークショップの区民提案にある将来像でも、生活者の視点から「快適・安心な暮らし」「自立と交流」という表現が使われており、その趣旨に沿うものと考えます。

基本構想では、概ね20年後を想定して区の将来像を定めます。

地域で人々が様々な活動に参画し、産業にも活気があふれ、新たな文化を創出しながら、よりよい生活環境が築かれている状態をめざします。

「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」

- パブリックコメントにおいて多くの意見を集めた上で検討すべき。

4 基本目標と施策の方向

【策定の視点】

区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から基本目標を構成しました。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本構想ワークショップ：この基本構想の策定にあたって、区の将来像やその実現に向けた課題について、平成15年12月から10か月にわたり検討を行った公募区民による会議体。

基本目標 : のびやかに生きがいをもって暮らすまち

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障害者(児)などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

-1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの社会的意義を認識し、地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を醸成します。
父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。
母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じて子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

-2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域の連携をさらに緊密にするとともに、家庭・地域の教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。
基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が生かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。
障害のある児童・生徒への特別支援教育を推進するほか、学校の改築や大規模改修、子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。
青少年の健全育成を図るため、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えるとともに、薬物や有害情報などへの正しい知識の習得や判断力を養います。

● 1番目と4番目は、子どもを地域と学校と家庭など全部が連携して上で、青少年の健全育成をしていくということに全部含まれる。これらを一本化し、薬物・ゲーム、有害図書・映像など環境浄化という点をさらに加えたらどうか。

● 特別支援教育は「推進する」のか「体制を整える」のか。

-3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。
健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。
中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実します。
保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、心と体の健康に対する安心を確保します。に早期の段階から予防する「介護予防」の対策を充実します。
保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、心と体の健康に対する安心を確保します。

-4 生涯を通じて心豊かに過ごせるまち

生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。

良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりを持って長く住み続けられるよう支援します。

現代では、住機能が変わりつつある。板橋という地理的要因から住宅の変容は予測することができ、この点を記述に加える検討が必要ではないか。
(22)

-5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障害者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。

高齢者や障害者(児)などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

-6 すべての人が個性や能力を發揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずともに参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障害者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組みます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実します。

特別支援教育：これまでのように、障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」ではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこと。

住宅ストック：空き家だけでなく、現存する利用可能なすべての住宅を指す。

ノーマライゼーション：高齢者や障害者などが、一般社会の中で障害のない人と同じように、普通の生活を送ることができる社会にしていくという考え方。

認知症：これまで一般的に使われてきた「痴呆症」に代わる呼称。

DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人などの身近な立場の男性（女性）から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

基本目標 : ころ豊かなふれあいと活気のあるまち

区民の様々な活動をとおして、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

-1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPO など、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、区、警察・消防などの関係機関や企業、商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

-2 産業が発展するまち

消費者の多様なニーズに対応できる、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。

経営相談、資金融資、情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園や観光農園などの農地の活用や、地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した、都市にふさわしい農業を振興します。

-3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や企業、大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。

地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティビジネス の展開を促進します。

板橋区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

-4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、心豊かなやすらぎの生活空間を形成します。

芸術文化活動に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

-5 異なる文化や価値観を尊重し合い交流するまち

地域における区民の国際交流、国際協力活動を支援するとともに、区と海外の自治体や団体との友好に努めます。

地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。

区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

NPO：Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。継続的に社会貢献活動を行う非営利団体（ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人）のこと。

コミュニティビジネス：市民が介護、育児、環境保護などの地域の様々な課題をビジネスチャンスととらえ、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法。

基本目標 : 安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切に作る暮らしやすいまちの実現をめざします。

-1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。
区民の命と財産を守るため、情報伝達体系を構築し、区民や団体、事業者、自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組みます。
災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。
自転車や自動車の安全運転と交通マナーの向上に取り組みます。

● 「交通安全」についても言及が必要である。

● 歩行者自身の交通安全マナーの向上についても言及するべきである。

-2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくれます。
市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

-3 地域の個性を生かした美しいまち

都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくれます。
市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。
地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

駅員の対応(サービス)の質の向上など、バリアフリーのソフト整備について記述が必要ではないか。(42)

バリアフリーについては、内閣府が規定する物理的・社会的・制度的・心理的の「四つのバリア」の他に「情報のバリア」、「文化のバリア」なども考えられ、こうした考え方についても言及するべきではないか。(43)

-4 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、交通の利便性を向上させます。
自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。
だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

-5 環境を守り資源を大切に利用するまち

生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。

地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区と区民、事業者が生活や生産活動の中で、環境を守り改善していくための仕組みをつくり、ともに行動していきます。

自動車公害や騒音、悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

バリアフリー：障害物のない状態を指す。もともとは、段差などの障害物を取り除いたり、手すりを取り付けたりするなど、高齢者・障害者などが暮らしやすいように工夫や配慮を施す意味で使われた。近年ではより広い意味としてとらえ、高齢者・障害者などが社会生活を営む上での物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらないとともに取り除くことを指す場合にも使われる。

5 構想実現のために

(1) 区民と行政との協働関係の形成

施策の立案、実施、評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

区民、町会・自治会、NPO、事業者などと区が、それぞれの特性と能力を發揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが、活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働のしくみづくりに努めます。

(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、区民福祉の向上と区の持続的発展を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。

財政規模や、今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、新たな基準に基づく施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総合的な情報化施策を推進します。

行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、分かりやすい行政評価制度の構築に努めます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民と区がともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

区民の情報保護がなされなければならないのではないか。(46)

デジタルデバイド対策も積極的かつ具体的に推進すべきである。(55、56)

(3) 自治権の拡充

地方分権の流れの中で、区は基礎的自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国、都、関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

IT：Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略。情報通信技術。インターネットなどのネットワークで相互に接続されたコンピュータやその他の機器で利用される情報処理技術のこと。

行政評価：施策や事務事業の目標・成果を数値など区民に分かりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させていくこと。

審議会答申の目次(案)

答申を行うにあたって(会長挨拶)

区民提案に対する審議会の考え方

基本構想について
(中間答申の目次案に沿って成案を作成)

- 1 基本構想策定の背景
- 2 基本理念
- 3 将来像
- 4 基本目標と施策の方向
- 5 構想実現のために

基本計画に盛り込むべき施策のあり方

1 基本計画策定における視点

2 目標達成に向けた課題について

主な内容のイメージと審議方針

- ・ 審議会において区民提案をどのように取り扱ったか、また今後基本計画の策定にあたって、どのように取り扱うべきかについて述べる。
(審議方針)「第11回」「第12回」審議会において、たたき台をもとに審議

- ・ 中間答申に沿って、成案を作成
- ・ 答申の内容を、全般にわたり基本構想に反映
(審議方針)パブリックコメントへの対応等の中間答申の修正方針を審議し、最終答申を作成

- ・ 基本構想の答申に基づいて、基本計画を策定する際の視点について審議会の意見を述べる。
<提言の例示>
基本構想に位置づけられた「施策の方向」に沿って、施策を具体化していくこと。個別目標ごとに、現状や課題、目標とする状態を明示すること。個別目標ごとに、各主体の理想的な役割、成果指標などの重要事項を明示すること。
(審議方針)「第10回」にて方針を検討し、「第11回」「第12回」審議会において、たたき台をもとに審議

- ・ 今後10年間で基本構想の目標達成に向け、例示のような課題を盛り込むかどうか審議し、盛り込む場合は意見を述べる。
<テーマの例>
自立と参加の環境づくり
協働の仕組みづくり
計画の評価の仕組みづくり
(審議方針)「第10回」にて方針を検討する。

板橋区長期基本計画審議会 委員名簿

資料5

印は新任委員

平成17年5月23日現在

役職	氏名	所属団体等
会長	和田 守	大東文化大学学長
会長代理	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	冷水 豊	上智大学文学部教授
委員	橋本 久義	政策研究大学院大学教授
委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
委員	山下 泰子	文京学院大学経営学部教授
委員	渡部 茂	大東文化大学経済学部教授
委員	飯田 金広	板橋区体育協会会長
委員	大澤 清重	板橋区町会連合会会長
委員	大野 喜久雄	板橋区文化団体連合会会長
委員	大原 雅榮	元板橋第三小学校校長
委員	金子 照円	板橋区社会福祉協議会会長
委員	木村 繁夫	東京あおば農業協同組合代表理事組合長
委員	坂口 和子	NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター監事
委員	杉田 尚史	板橋区医師会会長
委員	原田 曠暉	板橋区商店街連合会会長
委員	宮崎 昌治	連合板橋地区協議会議長
委員	深山 宏	板橋区建設業協会会長
委員	吉川 宏	板橋産業連合会副会長
委員	坂本 静枝	公募区民
委員	田崎 百合繪	公募区民
委員	平岩 宏子	公募区民
委員	菊田 順一	板橋区議会議員
委員	中村 静代	板橋区議会議員
委員	佐々木としたか	板橋区議会議員
委員	郷野 洋次郎	板橋区議会議員
委員	大田 伸一	板橋区議会議員
委員	佐藤 としのぶ	板橋区議会議員
委員	松島 道昌	板橋区議会議員
委員	小島 基之	板橋区助役
委員	細野 卓	板橋区収入役
委員	佐藤 廣	板橋区教育長

< 前委員 >

松田 清志	板橋区商店街連合会	天野 久	板橋区議会議員
秦 源彦	板橋区議会議員	すえよし不二夫	板橋区議会議員
稲永 壽廣	板橋区議会議員		

板橋区長期基本計画審議会

幹事名簿

平成 17 年 5 月 23 日現在

印は新任委員

政策経営部長	安井賢光
総務部長	金子勇夫
区民文化部長	宅間知和
産業経済部長	今福悠
健康生きがい部長	北川容子
福祉部長	吉田昌弘
児童女性部長	久保田直子
資源環境部長	森田泰夫
都市整備部長	中村久雄
土木部長	弓削多栄
教育委員会事務局次長	松浦勉

計 11 人

板橋区長期基本計画審議会

平成17年度 スケジュール

回	日時	会場	審議事項
第11回	7月11日(月) 15:00～17:00	区役所11階 第一委員会室	○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
第12回	8月19日(金) 15:30～17:30		○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
第13回	9月9日(金) 14:00～16:00		最終答申 (基本構想、基本計画に盛り込むべき施策のあり方)